

I. 英米法概観

1. 英米法・英米法系

(1) 英米法・英米法系とは

大陸法系のことをローマ法系, 英語では civil law (←→common law) という。ローマ法系のことを civil law というのは, 継受されたローマ法のもっとも重要な法源であるユスチニアヌス法典 (6 世紀に東ローマ帝国のユスチニアヌス大帝の命により編纂された) が 16 世紀後半以降 Corpus Iuris Civilis (市民法大全——意識すると「ローマ法大全」) と呼ばれたことによる。

(2) 英米法系に属する地域

① 連合王国

- ◆ England (1066 : William I (William the Conqueror) によるイングランド征服)
- ◆ Wales (1284 に England 国王 Edward I が征服し, 属国とし, その息子 (のちの Edward II) をその君主に据えた [Prince of Wales]。1536 年に正式に併合される)
- ◆ Scotland (1603 年に Scotland 王 James 6 世が England 王 James 1 世として即位して以降, 同じ王を戴くことになる。1707 年に議会の法律により England と合併し, Great Britain という連合王国を形成した。)
- ◆ Northern Ireland (Ireland——1801 年に Great Britain と合併し, United Kingdom の一部となった。南 Ireland——1922 年 Irish Free State (アイルランド自由国, 自治領) となる。1937 年に独立主権国家 Eire となり, 1949 年には Republic of Ireland として, Commonwealth から離脱。

② アメリカ合衆国

- ◆ Louisiana (名称はフランス国王ルイ14世にちなむ) ——フランスの植民地 (アレゲニ山脈以西の広大な地), 1763年スペイン領 (ミシシッピ以東はイギリス領になる), 1800年フランス領, 1803年アメリカに1500万ドルで売却。

(3) 英米法と大陸法

イギリスでは早くから国内が統一され, しっかりとした法制度が確立されていたため, 中世末から近世 (15~16世紀) にかけて商取引が盛んになったときにも, ローマ法などに頼る必要が小さかった。これに対して, ヨーロッパでは, 中世から近世にかけて統一的な法制度を自力で生み出すことのできる強力な中央集権国家がでてこなかった。また, 神聖ローマ帝国 (Holy Roman Empire, 962-1806) は, ローマ帝国の継続であり, そこでは, ローマ法が行われるべきであるという考えが一般的であった。

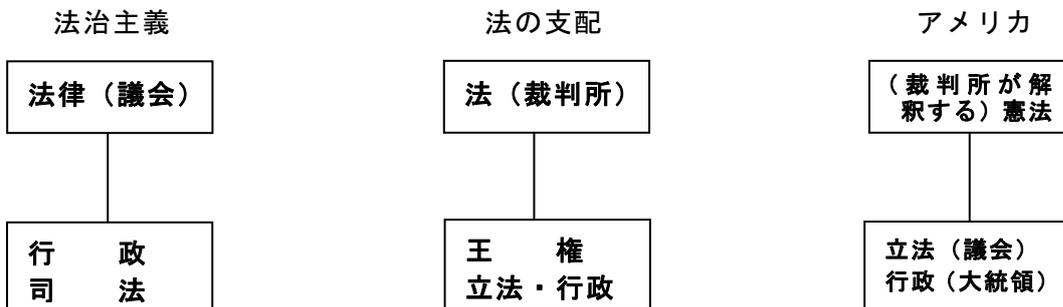
[ローマ法を基礎とする法典編纂]

フランスにおいては, 1804年に民法典が (1807年にナポレオン法典と改称された), 1806年に民事訴訟法典が, 1807年に商法典が, 1808年に治罪法典が, 1810年に刑法典が制定された。

ドイツにおいては, 1896年にドイツ民法典が成立した。スイスでは, 1881年にスイス債務法が成立した (民商法の統一——契約・会社・手形・小切手)。

19世紀以降のドイツにおける, 精緻な概念構成による体系化。19世紀後半のパンデクテン法学によるローマ法の体系化と概念の定立の完成 (Pandectae = 学説彙纂)。

【法の支配と法治主義】



I. 英米法概観

2. (2) 判例法主義

holding (ratio decidendi) と obiter dictum

(c) コモン・ローとエクイティ

【Lord Chancellor (大法官) の職】

- ◆ Keeper of the Great Seal (国璽尚書)
- ◆ The Speaker of the House of Lords (~2006.7.4.)
- ◆ Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員 (法律問題・憲法問題担当)
- ◆ President of the Supreme Court (Senior Courts) (Court of Appeal + High Court) (~2006.4.3.)
- ◆ President of the Chancery Division of High Court (~2006.4.3.) (→Chancellor of the High Court)
- ◆ 最高裁事務局長 (裁判官職への任命に際して実質的に中心となる。~2006.4.3.)

【1875~1876年: 最高裁としての House of Lords 維持——法律貴族の制度発足】

- ◆ 背景——19世紀の半ばに、法曹資格がない貴族は裁判に関与しないという慣例ができた。
- ◆ Supreme Court of Judicature Act of 1873 (最高法院法) で一旦、貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた (1874年の施行予定) が、1874年、政権が自由党 (Gladstone首相) から保守党 (Disraeli首相) に移ったため、1873年法の施行が延期され、翌1875年の Supreme Court of Judicature Act of 1875 で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。
- ◆ Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary (常任上告貴族) = Law Lords (法律貴族) の職の新設、1968年~11名、1994年~12名を最大限とする (2009.10の Justices of the Supreme Court への移行時も12名)、Lord Chancellor, 高位の司法職にあった者とともに、最低3名、通例5名で appellate committee を構成し、最高裁として機能する。

【Constitutional Reform Act, 2005 (2005.3.24)】

- ◆ Lord Chancellor 職は残されたが、貴族院議長職や司法部の地位は他の者に移された。最高裁判所設置; 裁判官任命委員会設置。

【Constitutional Reform Act の施行】

- ◆ Lord Chancellor の貴族院議長職廃止
2006.7.4: Baroness Hayman が最初の Lord Speaker に就任。

2011.9.1: Baroness D'Souza が二人目の Lord Speaker に就任 (incumbent as of April 11, 2016。発音は duh-SOO-zuh)。

- ◆行政職としての Lord Chancellor : Blair 首相 (1997.5.2~2007.6.27) は 2003.6.12, Baron Falconer を Lord Chancellor and Secretary of State for Constitutional Affairs に任命。2007.5.9, Department for Constitutional Affairs は Ministry of Justice に改組, Falconer 卿は 2007.6.27 まで Lord Chancellor and Secretary of State for Justice。2007.6.28, Brown 首相は Jack Straw 庶民院議員 (内務相, 外相などを歴任) を Lord Chancellor and Secretary of State for Justice に任命。2010.5.12, Cameron 首相は Kenneth Clarke 庶民院議員を, 2012.9.4, Chris Grayling 庶民院議員を, 2015.5.9, Michael Gove 庶民院議員を同職に任命 (incumbent as of April 11, 2016)。

◆Lord Chancellor の司法職廃止

2006.4.3: Lord Chief Justice of England and Wales が England と Wales の司法部の長となる。

2005.10.1~Lord Phillips (2008.10.1 に Senior Lord of Appeal in Ordinary)

2008.10.1~Lord Judge

2013.10.1~Lord Thomas of Cwmgiedd (incumbent as of April 11, 2016)。

- ◆Supreme Court of the United Kingdom の設置 (2009.10)。初代長官 (President of the Supreme Court) は, Lord Phillips (2012.9.30 退職)。第 2 代長官は Lord Neuberger (2012.10.1~, incumbent as of April 11, 2016)

- ◆裁判官任命委員会 (Judicial Appointments Commission) の設置 (2006.4.3)。Lord Chancellor は JAC の答申に基づいて England と Wales の裁判官を任命する。

◆国王裁判所の取扱う事件の拡大に対する封建領主の抵抗

Provisions of Oxford (1258)

大法官は国王評議会の同意なくして先例なき令状を発給することが禁じられた。

◆訴訟方式

- 事件の事実関係——原告が認識するところ

↓

- 訴訟開始令状←大法官府 (Chancery)

↓

- 訴答 (訴状, 答弁書, 再答弁書, 再々答弁書……)

- ①Debt (金銭債務訴訟) の declaration において主張されるべき事項

確定額の金銭債務と反対給付

被告が既に反対給付を現実に受領していること

債務不履行 (The Breach)

損害額 (The Damages)

- ②Covenant (捺印契約訴訟) の declaration において主張されるべき事項

捺印証書の作成

約束の内容

(停止条件の成就)

約束の不履行 (The Breach)

損害額 (The Damages)

③ Assumpsit (引受訴訟) の declaration において主張されるべき事項

契約の締結と契約条件

約因 (約束でもよい) (The Consideration)

停止条件の成就——原告側の先履行すべき義務の履行

契約違反 (The Breach)

損害額 (The Damages)

※原告は、訴訟開始令状を求めるさいに自らの主張の内容に適合したものを選択しなければならない。不適切な訴訟開始令状を選択してそれに即して訴状を作成すると、敗訴の憂き目にあう (例・捺印証書がない場合に、covenant の訴訟開始令状を選択した場合)。被告が防御のために答弁書において主張すべき事項も訴訟開始令状ごとに規定された。

↓

○ 審理方法

[刑事事件—熱鉄神判・冷水神判 (初期), 後には陪審]

- ◆ 土地の所有権 (単純封土権 fee simple) をめぐる訴訟——原則として決闘 (champion の利用可), 被告の選択によって grand assize
- ◆ 金銭債務訴訟, 動産引渡請求訴訟 (detinue) ——雪冤宣誓 (compurgation; wager of law ——被告が自分に金銭ないし動産を支払う・引渡す債務がないことを宣誓し, 11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した。)
- ◆ 不法行為訴訟—陪審

↓

○ 判決 (の効力)

- ◆ 損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。
- ◆ 強制執行の対象となるものは何か (動産に限られるか, 不動産も含まれるか, など)

このように、訴訟開始令状の選択で規定される訴訟の類型のことを訴訟方式 (forms of action) という。